

美容整形施術における医師の説明義務

松 井 和 彦

- 一 はじめに
- 二 説明義務の法的根拠
- 三 説明義務の内容
- 四 判例の紹介
- 五 分析——美容整形施術の特殊性に着目して——
- 六 むすびに代えて

一 はじめに

患者は医療の対象でもあるが、医療の現場に必ず登場する当事者本人でもある⁽¹⁾。しかし、かつては前者が強調されたために医療行為は専門家である医師の広範な裁量権に属するものと解され、医療行為の実施について患者に同意ないし承諾を求めたり選択の機会を与える必要があるという発想が稀薄だった。従って、承諾や選択の前提となる情報を提供する義

務を医師が負うなどという考えもほとんどなかった。⁽²⁾

しかしその後、患者も医療の当事者であるという側面を強調すべき主張がなされ、何よりも患者は——正当な行為によるとはいえ——自らの身体に侵襲を受けるのであるから、どのような内容の医療行為が実施されようとしているのかわかり、それらの情報をもとに当該医療行為を受けるかどうかを決定することができる（自己決定権）との考えが主流となつていった。⁽³⁾ こうして、「医師の裁量権」という名の下に、いわばブラック・ボックス化されていた医療行為に関する情報を患者に開示し、患者の意思を医療行為に反映すべきことが盛んに説かれるようになった。⁽⁴⁾ この情報提供義務が、いわゆる「医師の説明義務」である。

ただ、このような医師の説明義務がどこまでも認められるわけではなく、説明すべき内容や程度をめぐる議論の先には、常に「医師の裁量権」との限界付けの問題が存在する。とりわけ顕著なのは、ガン告知の是非である。⁽⁵⁾ ここでは、時として人の生死と直結するシビアな問題だけに、単に法解釈の問題にとどまらず法と生命倫理の関係といった大きなテーマにまで行き着くことになり、一般論として明快な結論を出すことは非常に困難である。

ところが、近時、美容整形施術において医師の説明義務違反が問題になった判例が現われるようになり、これらの事案においては少し別の様相を呈しつつある。後述するように、美容整形施術を受けようとする依頼人（患者）は、医学的には健康体であり、たとえ当該施術を受けなくても生命・健康には害がない。この点において、美容整形は一般の医療とは決定的に異なっており、このことは医師の裁量権と患者の自己決定権の関係、すなわち医師の説明義務の内容ないし程度に大きな影響を与える。学説・判例においても、美容整形施術においては一般の医療行為におけるよりも高度な説明義務が医師に課せられると言われている。⁽⁶⁾

そこで本稿では、まず二および三において、一般の医療行為における医師の説明義務論の現状を整理し、次いで四および五において、美容整形施術において医師の説明義務違反が問題となった判例を紹介・検討し、一般の医療行為における説明義務と内容や程度の点でどのように異なるのかを明らかにしたいと思う。

なお、医師の説明義務の中には、医的侵襲に対する患者の承諾を得る前提としての説明義務と、患者の健康回復・病状悪化防止等のための説明義務があると言われるが、本稿では、前者のみを扱うこととする。

二 説明義務の法的根拠

人は自らの生命・健康をどのように取り扱うかにつき、自らの意思でもってこれを判断し律することができる（自己決定権）。従って、どのような医療を受けるか否か、手術を受けるか否か等についても患者が自ら判断することができる。逆に言えば、医師は、医療行為を行うに当たり患者の同意ないし承諾を得なければならないことになる。しかし、一般人は医学に関する専門知識を有してないため、自らの意思に適合した正しい判断をすることができないことが多い。そこで、医学の専門知識を有する医師は、患者に対して判断材料を提供するために、疾患の状態や治療方法、副作用などのリスクなどを説明しなければならぬ。このように、患者の自己決定権の尊重という考えが医師の説明義務の実質的根拠であるといふことは疑いない。⁽⁸⁾⁽⁹⁾

ただし、説明義務の法律構成や位置づけについては、学説において見解が分かれる。第一の見解は、患者の同意・承諾が患者の身体的侵襲を伴うような医療行為の違法性阻却事由になるとしたうえで、医師の説明は患者の同意・承諾が有効になるための要件であると解する（同意無効説⁽¹⁰⁾）。この見解によれば、医師が説明義務に違反した場合には、患者の同

意・承諾が無効になり、医療行為がそれ自体が違法なものになる。

第二の見解は、患者の同意・承諾のない医療行為が違法か否かを問題にすることなく、患者の自己決定権の尊重という出発点から直接、医師の説明義務を導く（注意義務説⁽¹¹⁾）。これによれば、診療契約は準委任契約であることから善管注意義務（民六四四条⁽¹²⁾）や付随義務として医師の説明義務を認めたり、不法行為上の注意義務として同様の義務を認めたりしている。

これらに対して、第三の見解は、右のような見解の対立をアプローチの違いであると見る⁽¹³⁾。これによれば、医師の説明は、不可避免的な患者の身体的侵襲をとまなう医療行為を目的としてなされるものであるから、患者の判断・同意を前提とするものであり、他方、患者の判断・同意も医師の説明を前提とするものである。従って、医師の説明と患者の判断はいわば表裏の関係に立つ一体不可分なものであって、医師の説明義務を違法性阻却または患者の自己決定権の各一方のみで割り切ることは相当でなく、両方の趣旨を具備しているのだと言う（両性説）。しかし、同意無効説も患者の自己決定権を前提としているのであって、患者の自己決定権や患者の主体性を無視しているわけではない。従って、同意無効説を医師の側からの根拠づけ、注意義務説を患者の側からの根拠づけと見るのは妥当でない。

思うに、同意無効説と注意義務説とは、両性説が述べるように、相容れない関係に立っているわけではない。この意味で、両説を並列的・選択的に対置させることは妥当でない。患者の同意・承諾と医師の説明との関係は、同意無効説が述べるように、後者が前者の前提をなすというものであるが、他方、医師と患者との間には契約関係が存するのも事実である。この観点からは、注意義務説が述べるように、医師の説明義務は準委任契約上の善管注意義務の一つと構成することができる。すなわち、同意無効説は、患者の同意・承諾を得ない医療行為は違法であるという原則（いわゆる同意原則）

と説明義務との関係を説明しているものであり、注意義務説は説明義務それ自体の法的性質を説明しているものであって、両者は何ら矛盾するものではない。

以上を要するに、医師の説明義務の実質的根拠は患者の自己決定権の保護であるが、その法的性質は診療契約上または不法行為上の注意義務であり、この義務が履行されることによって、当該医療行為に対する患者の同意・承諾が有効なものとなり、右医療行為が適法なものとなされる、という法律構成になる。

三 説明義務の内容

医師が一般の医療行為を行うに当たって患者に説明すべき事項として、学説において挙げられているものは、概ね次の通りである。⁽¹⁴⁾

- ①病気の状態
 - ②実施予定の医療行為とその内容（医的侵襲の程度・部位・範囲・方法）
 - ③当該医療行為によって予想される効果（改善の見込みないし程度）と付随する危険性（失敗の可能性や副作用）
 - ④当該医療行為をしなかった場合の予後
 - ⑤代替的な医療行為の存否および当該行為によって生じ得る結果⁽¹⁷⁾
- 右のほかに、病気の原因や、当該医療行為を採用する理由や、代替的な医療行為をしなかった場合に予想される結果などを説明すべき事項として挙げる見解もある。また、原則として説明すべき事項は右①②および③のうち付随する危険性のみであるが、当該医療行為を実施する緊急性の低い場合には、さらに実施予定の医療行為によって予想される効果、右

④、実施予定の手術に伴う危険性について不確定要素がある場合にはその基礎となる症状把握の程度、その不確定要素が発現した場合の対処の準備状況などを説明すべきとの見解もある⁽¹⁸⁾。

それでは、右の事項に関する具体的な情報をどの程度説明すべきなのだろうか。一般の医療行為においては、説明される情報が多ければ多いほど患者にとって好ましいとは必ずしも言い切れない。すなわち、情報が詳細にわたれば説明に要する時間も多くなるので、それだけ治療行為の実施が遅れることになるし、そのような詳細な情報の意味を理解するためには医学に関する高度な専門知識を必要とするため、素人である患者にとっては却って判断が難しくなる恐れもある⁽¹⁹⁾。

そこで、説明すべき範囲を画することが必要になってくるが、その際に誰を基準に判断すべきかが問題となる。この点、学説においては、次の四つの見解が主張されている。すなわち、第一は、当該患者が重要視する情報を説明すべきという見解（具体的患者説⁽²⁰⁾）、第二は、当該患者の置かれたと同様の状況下にある合理的な患者であれば重要視するであろう情報を説明すべきという見解（合理的患者説⁽²¹⁾）、第三は、医師が当該具体的事情の下で合理的に判断した場合に説明すべきと考えられる情報を説明すべきという見解（合理的医師説⁽²²⁾）、第四は、当該患者の全事情に基づいてその患者が意思決定に当たってある情報を重要視するであろうことを予見し得べき場合で、かつその情報が医師の知り又は知り得べき情報である場合には、その情報を説明すべきという見解（二重基準説⁽²³⁾）である。

もともと、この判断基準については学説において精緻な分析が進んでいるというわけではなく、いまだ患者の側に立つて判断すべきとの認識において一致を見ているという段階にとどまっているのが現状である⁽²⁴⁾。また、判例においてもこの点を意識的に論じたものは少ない⁽²⁵⁾。

ところで、医師は右の事項を常に十分に説明しなければならないのだろうか。例えば、一刻を争うような危険な状態で

患者が病院に運ばれてきた場合や、ガンなど現代医学では治療に限界があると考えられている病名を患者に告げた場合に患者が精神的ダメージを受けることが予想される場合など、説明をすることが却って患者にとってマイナスに作用することがある。そこで、学説では、次のような場合には説明義務が軽減ないし免除されると言われている。

- ① 緊急事態の場合⁽²⁶⁾
 - ② 説明が患者の精神面に悪影響を及ぼす場合⁽²⁷⁾
 - ③ 患者が自己の病状ないし手術の意味を認識し、又は当然認識しうべき場合⁽²⁸⁾
 - ④ 制定法により、医師に強制治療の権限が与えられている場合⁽²⁹⁾
 - ⑤ 危険性が軽微、または発生する可能性が少ない場合⁽³⁰⁾
 - ⑥ 患者が医師の説明を放棄している場合⁽³¹⁾
 - ⑦ 患者が精神障害や意識不明など判断能力を欠く場合⁽³²⁾
- それぞれの理由としては、①は説明をしている時間的余裕がないため、②は患者に説明をすべきではないため、③ないし⑦は説明をする必要がないためであると考えられる。

四 判例の紹介

これまで、一般の医療行為における医師の説明義務論の現状を概観してきた。これと比較して、美容整形施術における医師の説明義務は如何なる相違が見られるのであろうか。まず、裁判例を紹介しよう。⁽³³⁾

① 京都地判昭和五一年一〇月一日判時八四八号九三頁

【事実の概要】

X (初診当時高校二年の女子) は右眼尻に先天性腫瘤があり、日常生活には何の支障もなかったが、美容上もし簡単に摘出でき手術による痕跡が残らないならば摘出したいと考え、Y病院のA医師の診察を受けた。A医師は、手術には入院を要せず費用も低額で一週間位で眼帯がとれるなど比較的容易に切除手術ができる旨答えたので、Xは摘出手術を依頼した。手術はB、C医師が行ったが、腫瘤が予想を越えて奥深く存在していたため深部まで切除した。その結果、球結膜肉芽腫および眼瞼下垂が生じたため、Xはその後二度にわたる再手術を余儀なくされ、眼瞼下垂はなくなったものの、右眼が二重瞼になり睡眠の時少し瞼が閉じていない状態が残った。

【判 旨】

「患者はその合併症と比較し尚且手術の実施を望むか、それともその実施を断念するか自由を有する。医師は……患者にそれを説明してその承諾のもとに手術を行うべきでありその承諾なくして手術をなしうるのは患者が合理的理由なくして手術を拒むとか緊急事態その他で患者の承諾を得られない場合たるを要し、然らざる限り手術するかしないかの選択は、患者の方が優先するといわねばならない。特に本件のように美容に重点があり、是非必要とする手術でない場合は一層然りといわねばならず、それに伴う責任の免除は医師が患者に合併症について十分な説明を行い、患者が尚且これを望んだ場合のみ与えられるべき」であると述べ、本件ではA医師に説明義務違反があったと判示した。

② 名古屋地判昭和五六年一月一八日判時一〇四七号一三五頁

【事実の概要】

X（初診当時二八歳の独身女性）は永久脱毛の治療のためにY病院を訪れた。その際、同病院受付係から永久脱毛が可能である旨の返答を受け、治療中も同病院看護婦から気長に根気よく治療すれば毛の量はだんだん減っていくとの説明を受けたため、Xは三年余りにわたって通院治療を行った。ところが、脱毛効果があらわれないため、Xは永久脱毛は不可能であることを知るようになり、Y病院に対して説明義務違反による債務不履行に基づく損害賠償を求めた。

【判 旨】

「治療行為にあたる医師は、緊急を要し時間的余裕がない等、各別の事情のない限り、患者において当該治療行為をうけるかどうかを判断決定する前提として、治療の方法・効果あるいは副作用の有無等について患者に説明をする義務がある」といふべきところ、本件においては、治療が一種の美容整形であつて、身体の保全に必須不可欠なものではなく、しかも世間では脱毛の治療効果があまり期待できないことについては知られていないうえ、治療に際しては軽微とはいへ身体への侵襲を伴うものであることからすれば、治療にあたる医師は最小限永久脱毛は困難であること、ノーベルコロナの方
法による場合は治療部位に一時的ではあるが焼痕が残ることを説明する義務があつたといふべきである。Y病院においては、医師による右の説明がなかつたばかりか……受付係においてあたかも永久脱毛が可能であるかの返答をし、看護婦Aも治療の途中で相当長期間の治療を要すると説明したのみで、それ以上の説明をしなかつた」と認定し、説明義務を尽くさなかつた債務不履行を認めたとした。

③ 福岡地判平成五年一〇月七日判時一五〇九号一二三頁

【事実の概要】

X (本件手術当時二五歳の独身女性) は、Y病院のA医師に陥没乳頭につき相談するため同医師の診察を受けた(かつてXはA医師に乳腺症の治療を受けたことがあり、その際A医師から陥没乳頭の場合は一般に乳腺炎や乳癌になりやすい傾向があるとの説明を受け、陥没乳頭手術を受けるよう勧められたことがあった)。その際、A医師は、①手術はそれほど難しくないので安心してできる、②手術の切開線は乳輪の中だけであるから、傷跡は時間の経過とともに乳輪の色に同化してほとんど残らない、③治療費については保険が適用されるよう計らう等の説明をした。ところが、手術により、左乳房の乳頭部分はほとんど平坦で乳輪の左右外側にまで及ぶ本件手術による癒痕が残り、右乳房の乳頭は陥没して小さい穴が残り、その乳輪には本件手術による癒痕が残り、授乳機能が喪失した。Xは同病院のB医師による再手術を受け、これにより左乳頭はやや隆起し、右乳頭の陥没はなくなったものの、本件手術による右癒痕は残り、授乳機能の喪失は改善しなかった。

【判 旨】

判決はまず、「整容目的の手術の場合、手術の必要性や緊急性に乏しい上、その目的が整容ということから、手術の担当医師に対しては、手術の実施にあたって、手術の方法や内容、手術の結果における成功の度合い、副作用の有無等のみならず、通常の手術の場合以上に手術の美容的結果、なかでも手術による傷跡の有無やその予想される状況について十分に説明し、それにより、患者がその手術を承諾するか否かを自ら決定するに足りるだけの資料を提供する義務が当然負わされているものと解するのが相当である」と一般論を述べた。これを踏まえて、本件においては、A医師は「本件手術の

方法であるゼルハイム法やビルケンフェルト法の切開線などの内容やその結果生じる傷跡の有無、予想される傷跡の状況について正確な説明を全くしていなかったものであり、その結果、Xは、本件手術による傷跡はほとんど残らないものと考えて手術に同意したといえる」と述べ、A医師の説明義務違反による不法行為を肯定した。

④ 広島地判平成六年三月三〇日判時一五三〇号八九頁

【事実の概要】

X（未婚女性）は、鼻の付け根（鼻根部）の骨が少し出っ張って段のようになっていたので、これを取って貰いたいと思ひ、Y病院に来院した。Y医師は、Xの左背腰部の真皮を切り取り、鼻根部に移植して段差を目立たなくさせる手術を行った。これにより、Xの左背腰部には幅二ミリメートル、長さ九〜一〇センチメートルの傷痕が残り、鼻根部の手術結果についてもXの満足のいくものではなかった。

【判 旨】

「美容整形は、その医学的必要性・緊急性が他の医療行為に比して乏しく、また、その目的がより美しくありたいという患者の主観的願望を満足させるところにあるから、美容整形外科手術を行おうとする医師は、手術前に治療の方法・効果・副作用の有無等を説明し、患者の自己決定に必要なかつ十分な判断材料を提供すべき義務があるといふべきである。そして、実際に外科手術を行うについては、患者において右のような判断材料を十分に検討・吟味したうえで手術を受けるかどうかの判断をさせるように慎重に対処すべきであつて、それは場合によつては説明と手術の日を変えて行なうという位の慎重さが要求されて然るべきである。」

美容整形施術における医師の説明義務（松井）

右のように一般論を示したうえで、本件においては、①Xの希望は鼻の段を取りたいというやや特殊なものであった、②Xは当初、段になっている部分の骨を除去したいという具体的な希望を表明していたのに対して、Y医師はこのような方法を勧めずに鼻根部の上下に真皮を挿入するという方法を提案したのであるが、このような方法自体、特殊なやり方であった、③程度はともあれ左腰背部に傷痕を残すことになることを挙げ、そうであれば特に③について詳しく説明するべきであると述べ、また④Xは鼻の段をとりたいたが鼻を高くしたり大きくしたりすることは困るという希望を表明しているのであるから、この点についても「Yがしようとしている手術がどのようなもので、これによってXの希望が満たされるかどうかの点について十分に説明をし、しかるのちにXが手術をするかどうか、するとしてどのような方法を選択するか等の決定をさせるべきであった」と述べた。

ところが、本件ではYは、とるべき真皮の大きさについても述べず、傷痕についてはなるべく小さく切るから残りはあるが、四、五年も経てばきれいになると述べ、また手術の効果についても明確・具体的には示さず、「可愛くしてあげる」等の極めて主観的な表現で示したにすぎないと認定し、説明義務違反によるYの不法行為を肯定した。

⑤ 東京地判平成七年七月二八日判時一五五一号一〇〇頁

【事実の概要】

X (初診当時二〇歳の独身女性) は、腋下の多汗症に悩んでいたところ、女性週刊誌の宣伝記事からY病院の治療法を知り来院した。Y医師は、本件手術では一、二針縫うだけで傷は目立たないこと、手術によって完全に汗が出なくなり臭いがなくなったりするわけではないことを説明した。Xは多汗症および両腋の下の脱毛手術を受けたが、右腋の下に大き

な癍痕——付近の皮膚の色とも異なり、一見して目立つ状態にある——が残り、左腋の下にも、右腋の下に比べれば比較的小さいものの、近寄って見れば明らかに存在を認識することができ癍痕が残った。また、多汗についても、幾分軽減した可能性はあるものの、Xが術前に期待したほどの汗の減少には至らなかった。

【判 旨】

判決は、まず「腋臭や多汗症の手術は、その処置を直ちに行うべき緊急性や必要性に乏しく、元来健康体ではあるが、体質的に腋汁が特有の悪臭を放ったり、多汗であることを気に病む患者の、この状態を改善したいとの希望を満足させる手術なのであるから、腋臭や多汗症の手術に当たる医師には、その手術の方法やどの程度患者の状態が改善されるかについて説明するほか、手術の危険性や副作用が生じる可能性についても十分に説明し、患者においてこれらの判断材料を十分に吟味検討した上で、手術を受けるかどうかの判断をさせるようにすべき注意義務がある」と一般論を述べた。

次いで、本件における説明義務の内容については、「とりわけ患者がXのように若い女性の場合、症状の完治ないしは改善を期待して手術を受けること自体は希望しても、いざ手術を受けるかどうかを判断するに当たっては、手術後に傷痕が残存するかどうか、残存するとすればどの程度のものになるかが最大の関心事であることは明らかであるから、この点を十分に説明しなければならぬ。……Yはアサミ式吸引法に関する著書の宣伝を多数の女性週刊誌に掲載し、その記事において、傷痕を残すことなく腋臭や多汗症を完治させることができるとの極めて楽観的な記述をしているのであるから、Yは、その記事を読み、これを信じてY医院を訪れる患者が多いことも当然知っていたはずである（むしろ、そのようにして多数の患者を誘引していたものと解される）。したがって、Yは、Xに対し、宣伝記事には載っていない治療効果の限界や危険性について、患者の誤解や過度の期待を解消するような十分な説明を行うべきである」と述べた。

ところが、本件においては「YはXに対し……一、二針縫うだけで傷痕は目立たないと説明したにとどまり、Xのよう
に一見して目立つような大きな癒痕が残存する可能性があることは説明しておらず……Yがそのような説明を行ったなら
ばXが本件手術を受けなかったことは明らかである」として、Yの説明義務違反を認めたとした。

⑥ 東京地判平成九年一月一日判タ九八六号二七一頁

【事実の概要】

X (初診当時二八歳の女性) は、平成三年にアメリカ合衆国で切開法による重瞼術を受けたが、右手術の結果、両眼の
二重の幅が広すぎ、特に左眼瞼の二重の幅が右眼と比して広く、左右差ができてしまったと思ひ、これを直したいと考
えていた。そこで平成五年一〇月二三日、Y 医院を訪れて診察を受け、同月二七日に重瞼術の修整手術を受けた。ところが、
本件手術の半年後、Xの左眼瞼の一部が術前の二重の状態に戻り、平成八年八月の時点では、Xの両眼瞼は、術前と比
して二重の幅が狭くなることはなく、また、左眼の上眼瞼の皮膚が上に引っ張られるように睫毛が外反し、右眼と異なり、
正面を向いても眼球に接する粘膜と睫毛との間の皮膚が外部から見えている状態になった。

【判 旨】

「生命、健康の保持等を目的とするのではなく、単に、より美しくなりたいという施術依頼者の願望に基づいて実施さ
れる美容整形手術においては、身体に対する侵襲を伴う施術を実施し得る根拠は、専ら施術依頼者の意思にあり、した
がって、当該施術を行うかどうかの決定は、ひとえに依頼者自身の判断に委ねられるべきものである。したがって、美容
整形手術の依頼者に対し、医師は、医学的に判断した本人の現在の状態、手術の難易度、その成功の可能性、手術の結果

の客観的見通し、あり得べき合併症や後遺症等について十分な説明をした上で、その承諾を得る義務があるといわなければならない。もとより、右説明は、必ず口頭でされなければならないのではなく、必要な説明が記載された書面を依頼者に閲読させることによっても不可能ではないが、専門的知識を有しない通常の施術依頼者に対しては、説明を要する事項について十分な理解が得られるように、率直、かつ分かり易い説明を工夫すべきものであり、単に注意事項を列挙した書面を交付するだけで事足りりとすることはできない。」

このように一般論を述べたうえで、本件においては、Yは「Xに本件手術の説明をするに際し、それが極めて困難な手術であつて、手術の結果も術前の状態に戻つてしまう可能性があるとか、Xの希望に添うためには数度の施術を必要とする場合もあるとか、さらには、本件のような結果を生ずることもあるとかいった本件手術の危険性に関して、口頭で具体的に平易に説明することをしなかった」と認定した。また、「Y側がXに対して見せた書面のうち、『術前注意事項細目』には本件手術の危険性を指摘しているとみることのできる部分があつたとしながらも、当該部分は、医師に必要なカルテとしての記載やXが受けた本件術式とは異なる他の各種術式等に関する記載等の間に混在しており、書式の点でも、字間、行間が狭い中に、微細な文字で、多種、多様な項目にわたる一般的記述が、専門的用語も含めてぎっしりと記載され、一般には、煩瑣な記載の羅列といった印象を与える形態となつていたのであり、A（筆者注——診察および説明に当たった医師）も、単に、これをXに渡して署名、押印を求めたにとどまり、他にも、Xに対する口頭での補足説明や注意喚起が特になされた形跡はない」と述べ、結局、Yには説明義務違反があつたと結論づけた。

五 分析——美容整形施術の特殊性に着目して——

1 美容整形施術における説明義務の内容

説明義務の内容として右の判例がほぼ共通して認めているのは、手術の方法や内容、手術の効果（どの程度患者の状態が改善されるか）、副作用（合併症や後遺症等の危険性）の有無である。その他、患者の現在の状態や手術の難易度を挙げるものもある（前掲判決^④）。ただし、これらは、前記三で見たように、一般の医療行為における説明義務の内容と全く異なるところはない。右の諸点を説明すべきことは、当然のことと考えられる。

しかし、美容整形施術は、一般の医療行為とはいくつかの点で異なっており、このような特殊性が説明義務の内容や程度にも影響を及ぼしている。

(1) 施術の必要性・緊急性

美容整形の特殊性の第一は、施術の必要性・緊急性である。⁽³⁴⁾ 一般の医療行為においては、患者は医学的に見て何らかの疾病を患っており、放置しておくことと生命・健康に悪影響を及ぼす危険性を有している。つまり、医療行為を受ける必要があるのである。このため、患者にとっては医療行為を全く受けたくないという選択肢は通常考えられず、⁽³⁵⁾ 当該疾患に対する治療方法が複数ある場合にはその選択が考えられるのみである。また、当該疾病の程度によっては、直ちに適切な医療行為を行わなければ死に至ったり重大な後遺症が残るなど健康に甚大な悪影響を及ぼすこともあり得る。この場合には、医療行為を受ける緊急性が認められる。このため、医師が患者に対してさまざまな情報を提供して手術その他の医療行為に関して患者に自己決定させるだけの時間的な余裕がないことも多い。

これに対して、美容整形においては、当該施術を受けようとしている患者には、医学的には何ら疾患がないのであるから、放置しておいても生命・健康を害することはなく、この意味において施術を受ける必要性も緊急性も認められない。にもかかわらず敢えて美容整形施術を受けようとするのは、専ら当該患者の意思によるものである。つまり、施術を受けるか否かの判断に当たっては患者の意思が最大限に尊重され、そこに医師の裁量権が入り込む余地はない（前掲判決¹〔6〕に顕著³⁶）。

そうだとすれば、当然、医師は患者の意思決定に必要なあらゆる情報を開示しなければならぬことになる。しかも、施術の緊急性・必要性がないということは、患者においては当該施術を受けるか否かについて熟慮する時間的余裕が十分にあるのであるから、医師が説明を省略する合理的理由は存在しない。むしろ前掲判決⁴は「患者において右のような判断材料を十分に検討・吟味させたくて手術を受けるかどうかの判断をさせるように慎重に対処すべきであって、それは場合によっては説明と手術を日を変えて行なうという位の慎重さが要求されて然るべきである」と述べ、患者に熟慮する機会を与えるべきことを説いている。

また、説明の方法についても、前掲判決⁴は「専門的知識を有しない通常の施術依頼者に対しては、説明を要する事項について十分な理解が得られるように、率直、かつ分かり易い説明を工夫すべきものであり、単に注意事項を列挙した書面を交付するだけで事足りりとすることはできない」と述べ、さらに必要な説明が記載された書面を依頼者に閲読させることによつて説明をする場合にも、当該書面の中に他事と説明事項とが混在しており、字間や行間が狭い中に微細な文字で、多種多様な項目にわたる一般的記述が専門的用語も含めてぎっしりと記載されているような場合には、十分な説明とは言えないと述べている。このように、美容整形施術においては、説明すべき事項が患者において確実に理解できるように

に、言葉遣いや書面の形式など説明方法にも配慮すべきことが医師に求められている。この点において、一般の医療行為における説明義務よりも、一步踏み込んだ高度な義務が課せられていると行うことができよう。

(2) 施術結果の重視

美容整形の特殊性の第二は、美容の観点からの結果が重視されることである（前掲判決③④⑤⑥に顕著³⁷）。一般の医療行為においては、疾患を治癒するのが第一次的な目的であるため、当該疾患が重篤なものであればあるほど生命や健康を維持することに重点が置かれ、例えば手術の傷跡がどの程度残るのかといった容貌に関しては度外視されることが多い。従って、説明すべき内容も、手術それ自体の成功の見込みや成功した場合の症状の回復の見込みなどが重視され、手術の傷跡がどの程度残るのかについては顧慮されることが多い。

これに対して、美容整形においては、より美しくなることが目的であるから、施術の結果すなわち美しい容貌になったか否かが重視される。しかも、この判断は、患者自身の主観的な感覚に拠らざるを得ない。つまり、患者が希望を医師に伝え、医師がそれを絵にするなどして確認しながら、両者の共同作業において最終的なデザインを決め、それが患者にとって満足のいくものである場合——もちろん、前述したような施術に伴う危険性なども併せ考慮したうえで——に、患者は当該施術を受けるという最終的な決断を下すのである。そこには医師の裁量権が介入する余地は存在しない。従って、施術を実施するに当たっては、施術の結果どのような容貌になるのかについて、極めて詳細な説明が必要となってくる。例えば、重瞼術においては、単に瞼が二重になりさえすればよいというわけではなく、両瞼のバランスや顔全体のバランスも重要であり、この点に関する結果の予測は、患者が施術を受けるか否かについて判断するに当たり極めて重要な要素となる。

もつとも、施術の結果が患者の希望ないし術前の患者の予想と異なっていたとしても、それが直ちに医師の説明義務違反と結びつくわけではない。機能障害や特に目立った傷跡等が残ったような場合はともかく、そうでない場合には、患者が施術結果に満足しなかったというだけで医師の説明が不十分だったとは言えないであろう。この点が、疾患が治癒されたか否かが客観的に判断しやすい一般の医療行為とは異なり、美容整形施術に特有の難しい問題である。⁽³⁸⁾

ところで、「施術結果」というとき、それは当該施術それ自体の成功の見込みや成功した場合に予想される容貌に限定されるわけではない。傷跡を残すことなく施術の目的が達成されるのかという点も含む。例えば、鼻を高くする施術において、当該施術によって患者の希望どおりに鼻が高くなった場合には、確かに施術それ自体は成功したと言いうことができても、当該施術によつて患者の希望どおりに鼻が高くなった場合には、確かに施術それ自体は成功したと言いうことができても、かもしれないが、しかし、その代償として鼻の周りに大きな傷跡が残った場合には、当該施術によつて、患者の意図する結果が得られたとは言えないであろう。そして、施術の緊急性・必要性が乏しいものであるから、もし患者が事前に大きな傷跡が残ることを知らされていたならば、当該施術を受けなかった可能性が高いと思われる。このように、施術の結果として傷跡が残存する否か、残存する場合にはその部位、形状、色、大きさ、残存する期間などの情報は、患者の意思決定にきわめて重大な影響を及ぼす。従つて、医師はこれらの事項につき正確な情報を患者に提供する義務を負っていることになる。前掲判決^{③④⑤}では、この点の不十分な説明が義務違反と見なされている。

2 説明義務違反の態様——虚偽の説明をめぐる問題——

通常の医療行為において説明義務違反が問題になるのは、主として、手術など当該医療行為の危険性や副作用（麻酔、造影剤注入、ロボトミーなど）について正しい説明をしなかった場合やガン告知など病名を告げなかった場合である。こ

ここでは、当該事項が医師の裁量権に属し患者に対する説明・承諾を要しない事項か否か、あるいは現代医学では治療が困難な病名を本人に伝えるべきか否かといった非常にデリケートな問題と関連することも多く、法の解釈のみでは解決しにくい側面も含んでいた。⁽³⁹⁾ 換言すれば、医師がある事項を患者に説明しないことに対して、医師の裁量権に属する、あるいはその方が患者のためになる等、一定の正当化が可能であった。⁽⁴⁰⁾

これに対して、美容整形においては、前述のように、施術の緊急性・必要性が存在しないため、医師の裁量権との相克や、患者にとって好ましくない情報を提供することの倫理的問題は生じない。むしろ、施術に危険を伴う場合や、施術を受けても患者の希望どおりにならない可能性が高い場合には、患者としては当該施術を受けないという判断をすれば足りるのである。従って、患者にとって重要な情報を医師が意図的に提供しないことを正当化する根拠は存在しない。

ところが、美容整形においては、医師が施術の危険性を故意に告げないということがままある。そればかりか、施術結果に対して過度の期待を抱かせるような虚偽の説明をすることもあり、この点が説明義務違反として問題になることが多い。⁽⁴¹⁾

例えば、前掲判決①では、患者Xは重大な合併症を伴わない簡単な手術ならば受けたいという希望を医師に対して明示したのに対して、診察に当たった医師は、手術には入院を要せず費用も低額で、一週間位で眼帯がとれると比較的容易に手術ができる旨返答し、合併症の危険性について説明をしなかった。前掲判決②では、そもそも永久脱毛ということは現在の医学の水準では不可能とされているにもかかわらず、Y病院受付係は患者Xに対して永久脱毛が可能であるかの返答をし、看護婦も治療の途中で相当長期間の治療を要すると説明したにすぎなかった。前掲判決③では、Y病院医師は「手術はそれほど難しくないので安心してできる、手術の切開線は乳輪の中だけであるから傷跡は時間の経過とともに乳輪の色と

同化してほとんど残らない、授乳機能を失う危険もない」などと説明したが、実際には左乳頭部の乳輪の外側まで及ぶ癍痕と右乳房の乳輪内の癍痕および右乳頭壊死、右乳房の授乳機能の喪失という後遺障害が残った。前掲判決⁴では、腰部の真皮を鼻根骨の上下に挿入するという特殊な手術であるにもかかわらず、Y医師は「とるべき真皮の大きさについても述べず、傷痕についてはなるべく小さく切るから残りはするが、四、五年も経てばきれいになると述べ、また手術の効果についても明確・具体的には示さず、『可愛くしてあげる』等の極めて主観的な表現で示した」にすぎなかった。前掲判決⁴では、Yは多数の雑誌において傷痕を残すことなく腋臭や多汗症を完治させることができるとの極めて楽観的な記述をして患者を誘引しているにもかかわらず、患者Xに対して「一、二針縫うだけで傷痕は目立たない」と説明しただけで、一見して目立つような大きな癍痕が残存する可能性があることを説明しなかった。

このように、例えば目立つ傷痕が残るといふような、施術に伴う危険性について十分な説明をせずに、施術の手軽さばかりを強調したり一定の成果（つまり美しくなるということ）を確約するような趣旨の説明をしたことが、紛争の発端になっているケースが多い。ここでは、単に消極的に医療行為に関する客観的な情報を与えないというだけではなく、より積極的に虚偽の説明をして患者を施術に踏み切らせるといふ、いわば詐欺的加害行為の側面が見られる。

要するに、医学的に見て緊急に施術をする必要が全くないために患者の自己決定権が最大限に尊重されるべきであるにもかかわらず、医師が患者に対して当該施術の危険性や予想される結果等につき十分な説明をせず、かえって手軽に大きな成果を生むことができる旨の虚偽の説明をすることにより、当該患者をして施術を決意せしめる（瑕疵ある意思形成の誘発）という所に、美容整形施術における説明義務をめぐる問題の特徴が見られる。ここにおいては医療という特殊性は後退し、例えば変額保険契約において問題になったような、消費者契約一般の問題である「契約の不当勧誘」と類似した

側面が前面に現れる⁽⁴²⁾。しかも、美容整形施術においては患者の身体に対する侵襲を伴うため、仮に医師の側に説明義務違反があった場合に患者が蒙る被害は、財産的損害にとどまらず身体的損害にも及ぶ。この点において、通常消費者契約におけるよりも被害は深刻であると言いうことができる。

六 むすびに代えて

これまで、美容整形施術における医師の説明義務の内容ないし程度について、美容整形の特殊性に着目しながら、一般の医療行為の場合との違いをごく簡単にではあるが検討してきた。その結果を要約すると、次のようになる。

①美容整形においては、医学的に見て施術の緊急性・必要性がないため、施術を実施するか否かの判断は、専ら患者の自己決定権に属する事柄である。ここでは、一般の医療行為におけるような、医師の裁量権が介入する余地はほとんどない。

②従って、医師としては、手術の方法・内容、予想される施術結果、施術に伴う副作用ないし危険性の有無など、患者の自己決定にとって必要なあらゆる事項を正確に説明し、施術を受けるか否かの判断材料を提供するとともに、患者する機会を与えなければならない。説明の方法についても、患者にとって理解できるような平易な表現で行わなければならない。説明義務を尽くしたことにはならない。

③特に、美容整形においては、整容の観点からの施術結果が重視される。しかも、その評価は患者の主観的な感覚に左右されるだけに、医師としては施術結果に関する術前の説明を詳細に行わなければならない。

④また、施術それ自体の結果についてのみならず、当該施術によって傷跡が残存するのか、残存する場合にはその部位、

形状、色、大きさ、残存する期間などの情報を正確に開示しなければならない。

右の諸点において、美容整形施術を実施しようとする医師には、一般の医療行為におけるよりも高度な説明義務が課せられている。もつとも、たとえ医師の説明が不十分だったとしても、施術結果が患者にとって満足のいくものであった場合は、説明義務違反は現実には——理論的にはともかく——ほとんど問題にならない。問題になるのは、施術結果が患者にとって満足いかないものだった場合である。しかし、前述のように、このような場合に常に医師の説明義務違反が認められるというわけではない。医師が時間をかけて詳細に説明をし、患者がそれを理解して施術を受けたとしても、術前に抱いていたイメージと実際の施術結果との間にズレが生じる可能性は否定できない。それ故、どの程度の説明があれば「十分な説明」と言えるのかの基準が重要な問題となる。また、医師に説明義務違反が認められたとして、患者が賠償請求し得る損害の範囲は一体どこまでなのか、すなわち自己決定の機会を喪失したことの精神的損害だけなのか、それとも実施された医療行為によって発生した結果に対する財産的・精神的損害も含むのかという問題もある。これらの問題の検討は他日を期したい。

他方、医師が患者に対する説明を行うに際して、簡単な施術で大きな整容効果が達成されるといった甘言を用い、あるいは虚偽の説明を行い、施術に伴う危険性を知らせないまま施術に踏み切らせるといった悪質な説明義務違反が、美容整形施術に潜む重大な問題として注目されなければならない。そこで今後は、右のような理論的側面の深化とともに、業界における自主的なルールの確立および遵守の徹底、広告内容の適正化⁽⁴³⁾、さらには近時一般の医療行為においても議論されている診療記録の開示などを進めていくことによって、医療行為の内容が患者に正確に伝わり患者がその情報をもとに自らの真意に合致した意思決定ができるような法システムを模索していくことがさらに要請される。

- (1) 蒔立明 中井美雄編『医療過誤法』(一九九四年) 四九頁(山本隆司執筆)。
- (2) 植木哲『医療の法律学』(一九九八年) 一一〇頁以下を参照。
- (3) 先駆的な論文は唄孝一「治療行為における患者の意思と医師の説明——西ドイツにおける判例・学説——」『契約法大系Ⅶ』(一九六五年) 六六頁以下。
- (4) 新美育文「医師と患者の関係」加藤一郎 森島昭夫編『医療と人権』(一九八四年) 八三頁以下(以下、新美・関係と略す)、稲田龍樹「説明義務(1) 根本久編『裁判実務大系17』(一九九〇年) 一八九頁。
- (5) 説明義務ではないが、患者の自己決定権と医師の裁量権との相克が問題になった事件として、いわゆる「エホバの証人」信徒輸血拒否事件が挙げられる。山田卓生「私事と自己決定」(一九八七年) 二六五頁以下。
- (6) 稲垣喬「医師の説明義務について——裁判例を中心とした実体と手続の関連考察——」季刊実務民事法五号(一九八四年) 二六頁、町野朔「患者の自己決定権」日本医事法学会編『医事法学叢書1』(一九八六年) 五三頁、米田泰邦「医事紛争と医療裁判」(一九八六年) 一六四頁、吉野孝義「美容整形」判タ六八六号(一九八九年) 一二七頁、丸地明子「美容整形上の注意義務」山口和男 林豊編『現代民事裁判の課題9』(一九九一年) 二九〇頁、植木哲ら著『医療判例ガイド』(一九九六年) 四七頁(植木哲執筆)、廣瀬美佳「判批」『医療過誤判例百選』第二版(一九九六年) 一八七頁(以下、廣瀬・判批と略す)、吉田邦彦「近時のインフォームド・コンセント論への一疑問(二・完)」民商一一〇巻三号(一九九四年) 四二四頁。
- (7) 野田寛『医事法中〔増補版〕』(一九九四年) 四四六頁以下。もつとも、金川琢雄「医療における説明と承諾の問題状況——医師の説明義務を中心として——」日本医事法学会編『医事法学叢書3』(一九八六年) 二二六頁は、転医勧告としての説明義務を独立させて三種類に分けている。
- (8) 新美育文「医師の説明義務と患者の同意」民法の争点Ⅱ(一九八五年) 二二〇頁(以下、新美・争点と略す)。
- (9) もつとも、自己決定権の尊重ないし保護という場合、その中に含まれるのが自律的な意思決定の機会だけの保護だけなのか、それとも自律的な意思決定の機会を奪われたことによる生命・身体・財産上の損害からの保護をも含むのかについては、なお検討を要する。山下登「損害論」年報医事法学八号(一九九三年) 一〇三頁以下を参照。
- (10) 金川・前掲注(7) 二二六頁。高山浩平「医療行為と患者の承諾」山口和男 林豊編『現代民事裁判の課題9』(一九九一

年)四〇六頁以下は、医師の裁量権との関連で患者の同意・承諾を要する領域が若干異なるが、医師の説明が患者の同意・承諾の有効要件になるとの構成は同じである。

- (11) 新美・争点二二二頁、同・関係一〇九頁、天野登喜治「医師の患者に対する説明義務」山口和男Ⅱ林豊編『現代民事裁判の課題9』(一九九二年)三〇〇頁、品川孝次『契約法下』(一九九八年)二五三頁。
- (12) その他、受任者の顛末報告義務(民六四五条)を根拠とする見解として、大谷實『医療行為と法(新版補正第二版)』(一九九七年)一〇四頁、植木ら・前掲注(6)四五頁。民法六四四条および六四五条とあわせて医師の診療義務(医師法一九条)および療養方法指導義務(同二三条)を挙げる見解として、菅野耕毅『医療過誤責任の理論』(一九九六年)二一四頁。
- (13) 中村哲「医師の説明と患者の判断・同意について」判タ七七三号(一九九二年)六頁。
- (14) 稲垣・前掲注(6)二四頁、新美・関係二一〇頁、金川・前掲注(7)二二七頁、米田・前掲注(6)一三一頁、西野喜一「説明義務、転医の勧奨、患者の承諾、自己決定権」判タ六八六号(一九八九年)八〇頁、天野・前掲注(11)三一頁、星野雅紀「医師の説明義務と患者の承諾」山口和男Ⅱ林豊編『現代民事裁判の課題9』(一九九一年)一三〇頁、中村・前掲注(13)八頁、廣瀬・判批一八七頁。ただし、稲垣、金川、天野、星野、中村は代替的な医療行為の存否および当該行為によって生じ得る結果を挙げていない。
- (15) 中村・前掲注(13)八頁、廣瀬・判批一八七頁。
- (16) 中村・前掲注(13)八頁、廣瀬・判批一八七頁。
- (17) 新美・関係一〇頁、西野・前掲注(14)八〇頁、廣瀬・判批一八七頁。
- (18) 稲田・前掲注(4)一九五頁。
- (19) 新美・争点二二二頁。
- (20) 田上富信「判批」判時一〇三七号(判評二八〇号)(一九八二年)一七二頁、金川・前掲注(7)二二八頁、中村・前掲注(13)七頁、河上正二「診療契約と医療事故」法教一六七号(一九九四年)六七頁。
- (21) 星野・前掲注(14)一二九頁、西井龍生「医療契約と医療過誤訴訟」遠藤浩Ⅱ林良平Ⅱ水本浩監修『現代契約法大系7』(一九八四年)一六七頁。

美容整形施術における医師の説明義務(松井)

(22) 大谷・前掲注(12) 一〇八頁。松倉豊治「医療行為における裁量の特質——特に説明義務に関連して」判夕四一五号(一九八〇年) 一三頁も参照。

(23) 新美・争点二二三頁、廣瀬美佳「患者の承諾と医師の説明義務」早大大学院法研論集五九号(一九九一年) 一五二頁(以下、廣瀬・説明義務と略す)、浦川道太郎「説明義務と医師の裁量」年報医事法学八号(一九九三年) 八二頁。

(24) 野田・前掲注(7) 四四七頁、手嶋豊「医師の責任」山田卓生編『新・現代損害賠償法講座3』(一九九七年) 三三三頁を参照。各説のいずれが有力であるかについての評価も論者により分かれる。河原格「医師の説明と患者の同意——インフォームド・コンセント法理の日独比較——」(一九九八年) 一四一頁は二重基準説を支持する者が増えてきていると言う。

(25) 吉田・前掲注(6) 四〇一頁。なお、最判昭和五六年六月一九日判時一〇一一号五四頁は、医的侵襲の内容及び危険性に関する説明の範囲について「医師が善良な管理者として、その具体的事情のもとにおいて相当と認める範囲に及ぶべきものである」とした原審を正當なものと認めており、この点を指摘して判例が合理的医師説に立つと評するものもある。稲田・前掲注(4) 一九七頁、新美・関係一—二二頁。

(26) 稲垣・前掲注(6) 三三三頁、新美・関係一—一六頁、金川・前掲注(7) 二二八頁、西野・前掲注(14) 八一頁、稲田・前掲注(4) 一九七頁、天野・前掲注(11) 三二〇頁、中村・前掲注(13) 一三三頁。

(27) 稲垣・前掲注(6) 三三三頁、新美・関係一—一七頁、金川・前掲注(7) 二二八頁、西野・前掲注(14) 八一頁、稲田・前掲注(4) 一九七頁、天野・前掲注(11) 三二〇頁、中村・前掲注(13) 一四頁。

(28) 稲田・前掲注(4) 一九八頁、中村・前掲注(13) 一四頁。新美・関係一—一五頁、西野・前掲注(14) 八一頁、天野・前掲注(11) 三二〇頁は、「当然認識しうべき場合」を除外している。

(29) 金川・前掲注(7) 二二八頁、西野・前掲注(14) 八一頁、稲田・前掲注(4) 一九八頁、天野・前掲注(11) 三二〇頁、中村・前掲注(13) 一三三頁。

(30) 稲垣・前掲注(6) 三三三頁、金川・前掲注(7) 二二八頁、西野・前掲注(14) 八一頁、天野・前掲注(11) 三二〇頁、中村・前掲注(13) 一三三頁。

(31) 稲垣・前掲注(6) 三三三頁、新美・関係一—一六頁、金川・前掲注(7) 二二八頁、西野・前掲注(14) 八一頁、天野・前掲注(11) 三二〇頁、中村・前掲注(13) 一三三頁。

注(11)三一頁、中村・前掲注(13)一四頁。

(32) 中村・前掲注(13)一三頁。もつとも、代諾権者に対する説明義務の問題はなお残る。植木ら・前掲注(6)四九頁以下を参照。

(33) 東京地裁昭和六〇年四月二六日判時一一八〇号八四頁も美容整形施術の事案であるが、この判決では医療水準に照らした説明内容が問題になったものであり、医師の説明義務の内容や程度については言及されていないので本稿の考察の対象から除外した。

(34) 学説においても、丸地・前掲注(6)二九二頁、菅野耕毅『医療契約法の理論』(一九九七年)一八八頁以下などはこの点を指摘する。

(35) ただし、例えば末期ガンなど現代医学で治療する見込みの極めて低い疾患の場合や、いわゆる「エホバの証人」信徒輸血拒否事件のように宗教上の理由から、敢えて治療を受けないということも考えられる。

(36) もつとも、当該施術を実施することによって患者の健康が害される恐れがある場合には、医師はその旨を患者に説明すべきであり、これを怠った場合には責任を問われることになる。ただし、この説明は、自己決定権に対する医師の裁量権の介入ではなく、施術の危険性に関する説明義務として理解すれば足りよう。なお、東京地判昭和五二年九月二六日下民集二八卷九一一二合併号一〇〇四頁を参照。

(37) 学説においても、丸地・前掲注(6)二九二頁、吉田・前掲注(6)四二四頁、菅野・前掲注(34)一九二頁などはこの点を指摘する。

(38) 菅野・前掲注(34)一九二頁を参照。

(39) 山田・前掲注(5)二六五頁以下、松倉・前掲注(22)一四頁を参照。

(40) もつとも、一般の医療行為においても、虚偽の事実を説明したとしても原則として説明義務を尽くしたことはない。稲垣・前掲注(6)二五頁、星野・前掲注(14)一三七頁を参照。

(41) 家永登「判批」『医療過誤判例百選「第二版」』(一九九六年)一八五頁を参照。

(42) 錦織成史「取引的不法行為における自己決定権侵害」ジュリ一〇八六号(一九九六年)八七、九〇頁、小粥太郎「説明義務美容整形施術における医師の説明義務(松井)」

△論 説▽

修道法学 二二卷 二号

三七〇(一五六)

- (43) 違反による損害賠償』に関する二、三の覚書「自由と正義一九九六年一〇月号四四頁以下を参照。
照。 医業広告の法的規制については、石田雅男「美容整形の法的問題点」帝京短期大学紀要一八号(一九九八年)二頁以下を参